

けんぽQ & A

Series29

Q 現在、肩が凝っていて接骨院や整骨院に行きたいと思いますが、健康保険を利用していいのですか？

A 肩こりや筋肉痛では、接骨院や整骨院に行って、健康保険を利用することはできません。

まずは、医療機関の整形外科に行って、医師の診断を受けてください。

そして、医師の診断により接骨院や整骨院への通院許可が得られます。

接骨院・整骨院は、第三者からの負傷・労働災害・通勤途上の負傷等に
関しては健康保険を利用することはできません。

第三者行為や交通事故での負傷の場合は、至急に健康保険組合へご連絡
ください。

接骨院・整骨院等での治療の際は、内容確認をしてから、氏名を記入し、
捺印してください。

最近では、接骨院・整骨院の水増し請求が増えていることもありますので、
治療を受けたご本人・ご家族に負担がかからないようお願いいたします。

長期の治療で快方に向かわないときは、内科的要因も考えられますので、
再度医療機関での診断を受けてください。